

目次

第一章 総則

第一節 目的及び用語 (第一条—第十条)

第二節 測量の基準 (第十一条)

第三章 基本測量 (第十二条—第二十六条)

第一節 計画及び実施 (第十二条—第二十六条)

第二節 測量成果 (第二十七条—第三十一条)

第三章 公共測量 (第三十二条—第三十九条)

第一節 計画及び実施 (第三十二条—第三十九条)

第二節 測量成果 (第四十条—第四十五条)

第三章 基本測量及び公共測量以外の測量 (第四十六条—第四十七条)

第四章 測量士及び測量士補 (第四十八条—第五十四条の二)

第五章 業務 (第五十六条—第五十六条の十)

第六章 測量業者 (第五十七条—第五十七条の六)

第七章 雜則 (第五十八条—第五十九条)

第八章 補則 (第五十九条の二—第六十条)

第九章 罰則 (第六十一条—第六十六条)

第十章 附則

第一章 総則 (目的)

この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

(他の法律との関係)

第二条 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(測量)

第三条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

基本測量

測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものをいう。

測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものをいう。

(測量標)

第十条 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、左の各号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、岡根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代りに設置する恒久的な標識（験潮儀及び験潮場を含む）をいう。

二 一時標識 測標及び標杭をいう。

三 仮設標識 標旗及び仮杭をいう。

測量標

一 その長半径及び扁平率が、地理学的經緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

三 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

測量標

(障害物の除去)

測量標

かじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。國土地理院の長又はその命を受けた者は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかるらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第十九条 國土地理院の長又はその命を受けた者は、基本測量を実施するためには、委任を受けた者は、基本測量を実施する場合において、仮設標識を設置するためには、若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施する場合において、仮設標識を設置するためには、

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長(特別区の区長を含む)に通知しなければならない。

3 市町村長は、基本測量の永久標識又は一時標識について、滅失、破損その他異状があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

(測量標の保全)

第二十二条 何人も、國土地理院の長の承諾を得

ないで、基本測量の測量標を移転し、汚損し、

その他その効用を害する行為をしてはならな

い。

(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)

第二十三条 國土地理院の長は、基本測量の永久

標識又は一時標識を移転し、撤去し、又は廃棄

したときは、遅滞なく、その種類及び旧所在地

その他国土交通省令で定める事項を関係都道府

県知事及びその敷地の所有者又は占有者に通知

するとともに、これをインターネットの利用そ

の他適切な方法により公表しなければならな

い。

(永久標識及び一時標識の移転の請求)

第二十四条 基本測量の永久標識又は一時標識の

汚損その他その効用を害するおそれがある行為

を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はそ

の付近でしようとする者は、理由を記載した書

面をもつて、國土地理院の長に当該永久標識又

は一時標識の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求(国又は都道府県が行

うものを除く)は、当該永久標識又は一時標

識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。この場合において、都道府県知

事は、当該請求に係る事項に関する意見を付し

て、國土地理院の長に送付するものとする。

3 國土地理院の長は、第一項の規定による請求

に理由があると認めるときは、当該永久標識又

は一時標識を移転し、理由がないと認めるとき

は、その旨を移転を請求した者に通知しなけれ

ばならない。

(永久標識及び一時標識に関する通知)

2 前項の規定による永久標識又は一時標識の移

転に要した費用は、移転を請求した者が負担し

なければならない。

(測量標の公開)

第二十八条 何人も、國土地理院の長に対し、國

土交通省令で定めるところにより、次に掲げる

請求をすることができる。

1 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面

をもつて作成されているときは、当該書面

の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によつては認識することができない

方で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものとい

う。以下同じ。)をもつて作成されている

ときは、当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面

2 当該測量成果を使用する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、そ

の実施により得られた測量成果に基本測量の測

量成果を使用した旨を明示しなければなら

い。

(測量成果の修正)

第三十一条 國土地理院の長は、地かく、地ぼう

又は地物の変動その他の事由により基本測量の

4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移

転に要した費用は、移転を請求した者が負担し

なければならない。

(測量標の修復)

第三十二条 何人も、國土地理院の長に対し、國

土交通省令で定めるところにより、次に掲げる

請求をすることができる。

1 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面

をもつて作成されているときは、当該書面

の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によつては認識することができない

方で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものとい

う。以下同じ。)をもつて作成されている

ときは、当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面

2 当該測量成果を使用する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、そ

の実施により得られた測量成果に基本測量の測

量成果を使用した旨を明示しなければなら

い。

(測量標の修復)

第三十三条 何人も、國土地理院の長に対し、國

土交通省令で定めるところにより、次に掲げる

請求をすることができる。

1 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面

をもつて作成されているときは、当該書面

の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によつては認識することができない

方で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものとい

う。以下同じ。)をもつて作成されている

ときは、当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面

2 当該測量成果を使用する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、そ

の実施により得られた測量成果に基本測量の測

量成果を使用した旨を明示しなければなら

い。

(測量標の修復)

第三十四条 何人も、國土地理院の長に対し、國

土交通省令で定めるところにより、次に掲げる

請求をすることができる。

1 次に掲げる書面の交付の請求

イ 基本測量の測量成果又は測量記録が書面

をもつて作成されているときは、当該書面

の謄本又は抄本

ロ 基本測量の測量成果又は測量記録が電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によつては認識することができない

方で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものとい

う。以下同じ。)をもつて作成されている

ときは、当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面

2 当該測量成果を使用する上で適切でないこと。

3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、そ

の実施により得られた測量成果に基本測量の測

量成果を使用した旨を明示しなければなら

い。

(測量標の修復)

第三十五条 國土地理院の長は、基本測量の仮設

標識の移転の請求があつた場合において、その

請求に理由があると認めたときは、当該仮設標

識を移転しなければならない。

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を納めなければ

ならない。

3 前項の規定による請求をする者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を納めなければ

ならない。

4 前項の規定による請求をする者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を納めなければ

ならない。

記録の閲覧又はこれらの写しの提出を拒むことができる。

第五章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補) 第四十八条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第四十九条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。

測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条 次条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士となる資格を有する者は、測量士又は測量士補にならうとする場合においては、國土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

測量士名簿及び測量士補名簿は、國土地理院に備える。

(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除く)であつて文部科学生大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第一号において単に「大学」という)において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、測量に関する実務の経験を有するもの。

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。又は高等専門学校であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号及び次条第二号において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)で、測量に関する実務の経験を有するもの。

三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて、測量に関する実務の経験を有するもの。

四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四以上の実務の経験を有するもの。

四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四以上の実務の経験を有するもの。

までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者

五 國土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

六 國土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の中知識及び技能を有するものと認定した者

(測量士補となる資格) 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 大学において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者

三 前条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 國土地理院の長が行う測量士補試験に合格した者

五 國土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の中知識及び技能を有するものと認定した者

(測量に関する専門の養成施設の登録) 第五十二条 第五十一条の二 第五十条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」という)を行おうとする者の申請により行う。(欠格事項)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けたことができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第五十四条 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し

一 測量に関する専門の養成施設であつて第五十条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて、測量に関する実務の経験を有するもの。

二 測量に関する専門の養成施設であつて第五十条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて、測量に関する実務の経験を有するもの。

二 測量士及び測量士補の業務において使用される機器であつて、実習のために用いるものとして国土交通省令で定めるものを、国土交通省令で定める数量以上の数量有していること。

三 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員(これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当するものをいふ。以下この号において同じ。)の人数及び専任教員のうち専門分野を教授することができる者その他の国土交通省令で定める者数が、それぞれ国土交通省令で定める人数以上であること。

四 第一号の国土交通省令で定める測量士補試験に合格した者

五 第一号の国土交通省令で定める測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

六 國土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

(測量士補となる資格) 第五十五条 登録養成施設設置者は、養成業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、養成業務の実施方法、養成業務に係る料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

七 第一号の国土交通省令で定める測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、専任教員(これらの教員のうち専任の者であつて国土交通省令で定める要件に該当する者であつて、登録養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするもの)の人数及び登録は、登録養成施設登録簿に登録年月日及び登録番号

八 第五十条第三号又は第四号の登録を受けた者(以下「登録養成施設設置者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 登録養成施設設置者が養成業務を行つた第五十条第三号又は第四号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設(以下「登録養成施設」という。)の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称

十 登録養成施設の別(第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)

十一 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

十二 登録養成施設設置者が養成業務を行つた第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に登録養成施設の登録(第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

十三 第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得しようとする者その他の利害関係人は、登録養成施設設置者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

十四 とときは、当該書面の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

十五 とときは、当該書面の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

十六 とときは、当該書面の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

十七 とときは、当該書面の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

十八 とときは、当該書面の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならぬ。

(業務規程) 第五十五条 登録養成施設設置者は、養成業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、養成業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 業務規程には、養成業務の実施方法、養成業務に係る料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止) 第五十六条 登録養成施設設置者は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等) 第五十七条 登録養成施設設置者(国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合における当該地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、同項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

二 第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に登録養成施設設置者(第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設設置者と同一の登録養成施設設置者)の登録(第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

三 第五十条の十二 登録養成施設設置者(国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合における当該地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、同項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

四 第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に登録養成施設設置者(第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設設置者と同一の登録養成施設設置者)の登録(第五十条第三号若しくは第五十一条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

五 第五十条の三 登録は、前項の登録の更新について準用する。

六 第五十条の四 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

七 第五十条の五及び第五十一条の六 削除

八 第五十一条の七 第五十条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

九 第五十一条の八 登録は、前項の登録の更新について準用する。

十 第五十一条の九 登録は、前項の登録の更新について準用する。

十一 第五十一条の十 登録は、前項の登録の更新について準用する。

十二 第五十一条の十一 登録は、前項の登録の更新について準用する。

(適合命令) 第五十七条 國土交通大臣は、登録養成施設が第五十一条の四第一項各号のいずれかに適

であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。)

三 第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者(当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものを含む。)

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」といいう。)

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの。

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの。

七 暴力団員等がその事業活動を支配する者八 営業所について第五十五条の十三の要件を欠く者。

九 國土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更登録の申請)

第五十五条の七 測量業者は、第五十五条の二第一号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類について変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。

二 測量業者が前項の変更登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が法人の役員の増員若しくは交代又は営業所の新設に係るものであるときは、第五十五条の三第五号又は第六号に規定する書面を添附しなければならない。

三 第五十五条の五及び第五十五条の六の規定は、第一項の規定による変更登録の申請があつた場合に、準用する。

(書類の提出義務)

第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書

及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、第五十五条の三第四号に規定する書面の記載事項について

変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その都度、当該事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第五十五条の九

測量業者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、

一 個人である測量業者が死亡した場合 その相続人

二 法人である測量業者が合併により解散した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人である測量業者が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人である測量業者が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 測量業を廃止した場合 測量業者であつた個人又は測量業者であつた法人を代表する役員

六 第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当する

七 第五十五条の七の規定により変更登録をした場合においては、同条第二項後段に規定する書類

八 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類

九 第五十五条の九の規定により登録簿をした場合

一〇 第五十五条の十の規定により測量業者の登録を消除しなければならない。

一一 第五十五条の十一の規定により測量業者の登録を取り消したとき。

一二 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

(登録の消除)

業者であつた者又はその一般承継人は、第五十五条の十四の規定にかかわらず、登録が消除される以前に締結された請負契約に係る測量を引き継いて実施することができる。この場合において、当該測量業者であつた者又はその一般承継人は、登録を消除された後、遅滞なく、その旨を当該測量の注文者に通知しなければならない。

(無登録営業の禁止)

2 前項に規定する測量の注文者は、前項の規定による通知を受けた日又は当該測量業者の登録が消除されたことを知つた日から三十日以内に限り、その測量の請負契約を解除することができる。

(登録簿等の閲覧等)

第五十五条の十二 国土交通大臣又は都道府県知事は、次に掲げる書類又は次項の規定により国土交通大臣から送付を受けた書類を、政令で定めるところにより、公衆の閲覧に供さなければならぬ。

一 登録簿

二 第五十五条の三各号に規定する書類

三 第五十五条の七の規定により変更登録をした場合においては、同条第二項後段に規定する書類

四 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類

五 第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第八号までのいずれかに該当する

六 第五十五条の七の規定により測量業者の登録をした場合 前項第一号及び第二号の書類の写し

七 第五十五条の八第一項及び第二号の書類の写し

八 第五十五条の九の規定により登録簿をした場合

九 第五十五条の十の規定により測量業者の登録を消除しなければならない。

一〇 第五十五条の十一の規定により測量業者の登録を取り消したとき。

一一 第五十五条の十二の規定により測量業者の登録を更新した場合

(測量の結果の提出)

2 前項の規定は、測量業者(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)が測量士であるときは、その者が自ら主として業務を行なう営業所については、適用しない。

第五十六条の十四 第五十五条の五第一項の規定による登録を受けない者は、測量業を當むことができる。

(第二節 業務)

(業務処理の原則)

第五十六条 測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に測量成果の正確さの確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾を括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者から当該他の測量業者の請け負つた測量を一括して請け負つてはならない。

2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾を括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者から当該他の測量業者の請け負つた測量を一括して請け負つてはならない。

(測量業者以外の者に対する下請負の禁止)

第五十六条の三 測量業者は、その請け負つた測量(第四条から第六条までに規定する測量に限る。第五十七条第二項第四号及び第五十九条において同じ。)を測量業者以外の者に請け負わせてはならない。

(下請負人の変更請求)

第五十六条の四 注文者は、測量業者に対する下請負の実施につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定した下請負人については、この限りでない。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定した下請負人については、この限りでない。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定した下請負人については、この限りでない。

(測量士の設置)

